

奈情審第65号
令和5年2月9日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 浜口 廣久

行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和4年8月31日付け奈総総第213号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 行文第04-07号】

令和4年7月28日付け奈整J整第163号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に係る審査請求について

(別紙)

答申：行文第 7 0 号

諮問：行文第 0 4 - 0 7 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が行った、令和 4 年 7 月 2 8 日付け奈整 J 整第 1 6 3 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分については、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 4 年 7 月 1 4 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「**条例**」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「**処分庁**」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「**本件開示請求**」という。）を行った。

J R 奈良駅前特定土地区画整理事業の入札工事の工事写真（盛土）

2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、「土木工事に伴う竣工写真（盛土）」を対象行政文書（以下「**本件対象行政文書**」という。）として特定し、令和 4 年 7 月 2 8 日付け奈整 J 整第 1 6 3 号で部分開示決定（以下「**本件処分**」という。）を行い、審査請求人に通知した。

処分庁は、本件対象行政文書について、人物の顔部分及び車両の標識部分を開示することができない部分とした。

その開示することができない理由を、公にすることにより特定の個人を識別できるため、奈良市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとした。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 8 月 1 9 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、処分庁に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件対象行政文書は竣工時の写真のみであり、途中の工程が分かる写真も開示すべきとする裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び審査請求人による当審査会での口頭意見陳述を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求の経緯

審査請求人は、当該土地区画整理事業（以下「**本件事業**」という。）に係る土地の地権者である。本件事業の土地の地盤がもともと緩いということもあるが、請求人が盛土工事を含む本件事業の工事の様子を見る限り、地権者に戻る土地が果たしてこれで大丈夫なのかという不安や、行政に対する不信が募り、工事写真で工事の様子、実態を確認したいという思いから本件開示請求に至った。

(2) 本件審査請求の経緯

本件開示請求により 21 枚の写真が本件対象行政文書として特定されて開示されたが、以下の理由で、他に開示すべき情報（工事途中の写真等）が存在するとして本件審査請求に至った。

ア 盛土工事を管理するための工事途中の写真はないと処分庁は言うが、通常、入札条件に写真の提出があるはずである。

イ 審査請求人自身、過去に役所の工事の仕事を請け負ったことがあり、その時、写真の提出は必ず必要と言われた。

ウ 処分庁は地盤が緩いことを知っている上で工事写真を隠しているのではないか。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約するとおおむね次のとおりである。

本件開示請求は、本件事業における整地工事の写真である。

工事写真は、国土交通省の写真管理基準を踏まえた奈良市写真管理基準（奈良市工事監督要綱 昭和59年8月。以下「**奈良市基準**」という。）に基づき撮影されるが、当該整地工事の写真は、工事終了後の竣工検査を受けるために必要なものとして、工事請負業者から提出を受けたものしかない。しかも、開示した21枚の写真で竣工検査には合格している。したがって、請求人が主張する21枚の写真以外に工事写真が無い事については特に問題はない。

以上の理由により、本件審査請求は理由を欠き、棄却されるべきものである。

1 奈良市基準について

(1) 国土交通省が工事の施工管理について規定した「土木工事施工管理基準及び規格値」の中で写真管理基準を示している。奈良市は、この国の基準を踏ま

えて、写真による管理方法として独自に奈良市基準を定めている。

(2) 国（国土交通省）の基準と奈良市基準、両基準の比較について

ア 工事写真の分類区分「出来形管理写真」、種別「盛土」における写真管理項目として、撮影項目「巻出し厚」、撮影期間「巻出し時」における撮影頻度は、国（国土交通省）令和3年度の基準「延長200mに1回」に対して、より詳細な把握をするために奈良市基準は国（国土交通省）令和3年度の基準よりも厳しい「延長100mに1回」としている。

イ 工事写真の分類区分「出来形管理写真」、種別「盛土」における別の写真管理項目として、撮影項目「締固状況」、撮影期間「締固め時」があるが、撮影頻度は、国、奈良市、共に「転圧機械変る毎に1回」となっている。

(3) 以上、現行の奈良市基準の項目で、国（国土交通省）の基準を満たさないものはないので、奈良市基準による管理に特に問題はない。

2 奈良市基準で求められる工事写真について

(1) 「100mに1回」の基準に沿うと、当該整地工事個所は各土地のどこを測っても100m以内であるため、当該整地工事で求められる写真はそれぞれ1枚でよい。

(2) 「転圧機械変わる毎に1回」の基準については、使用する転圧機械が変わるごとに写真1枚が求められることになるが、通常、工事の途中で転圧機械を変えることがなければ、特にこの基準に沿って写真が求められることはない。当該整地工事は、工事個所の大きさや状況から工事の途中で転圧機械を変えてはいないため、「転圧機械変わる毎に1回」の基準については当該整地工事の管理写真には該当しない。

(3) 以上、奈良市基準に従うと、当該整地工事で求められる写真は、整地工事個所ごとに「100mに1回」の基準による1枚でよい。

3 審査請求人が主張する「竣工写真だけで工事工程を示す写真（工事途中の写真等）が無い」について

(1) 「工事着工前及び完成写真」について

ア 当該整地工事は、その他宅地造成工事や道路整備工事同様、本件事業の一部であり、「着工前及び完成写真」という場合は、通常、本件事業全体としての「着工前及び完成写真」を指す。このため、本件開示請求のように盛土工事個所と特定された場合に該当するような部分的な写真は存在しないことがある。

イ なぜなら、宅地造成工事は全く何もないところからの施工であるため、工事終了後の竣工検査を受けるために着工前、着工後などの写真が必要であるが、当該整地工事のように既に区画工事がなされた場合は、工事終了

後の竣工検査を受けるために、特に着工前後の写真が求められることがほ
ぼないからである。

ウ 当該整地工事も上記アとイの例外ではなく、竣工検査に着工前の写真は
求められるものではなかったために、整地工事箇所ごとの着工前の写真は
存在しない。

(2) 「工事途中の状況を示す写真」について

ア 開示された21枚の写真のうち、各写真の右横にある写真説明項目の「内
容：流用土敷均・転圧」とある6枚については、流用土（現場発生土）を敷
いた後に転圧した状況を示すものであり、その意味では作業中、工事途中
の状況を示すものである。

イ さらに、写真説明項目の「管理：0～300」は底地～30cmに流用土
を入れて転圧を施した状況を示すものであり、「管理：300～600」は
底地から30cm～60cmに、「管理：600～900」は底地から60
cm～90cmに流用土を入れて転圧を施した後の状況を示すものである。

ウ 整地工事箇所ごとに「管理：0～300」「管理：300～600」「管
理：600～900」の写真が無いのは、全部の整地工事箇所に同じ工事を
しているため、一箇所だけの写真を活用して、工事施工中の状況を示して
いる。

エ 当該整地工事の写真はあくまでも工事終了後の竣工検査を受けるための
もので、整地工事箇所ごとの作業中の写真は必要とされていなかった。竣
工検査に合格していることから、整地工事箇所ごとの作業中の写真がない
ことに問題はない。

(3) 以上、審査請求人が主張する「竣工写真だけで工事工程を示す写真（工事
途中の写真等）が無い」は妥当でない。整地工事箇所ごとではないが、開示
した21枚の写真の中に、作業中、工事途中の状況を示すものが含まれてい
る。

第5 審査会の判断

1 審査請求人は、本来、当該整地工事業者が処分庁に提出する写真が他にある
と主張しており、それを開示しないのは、盛土の造成工事を処分庁が適切に行
っていないことを明らかにしたくないためであるとしている。

処分庁は、基準に従えば必要最低限ではあるが、開示した写真が全てであると
している。

審査会は、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張を踏まえ、本件事案につい
て審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 当該工事に係る写真管理の基準について

処分庁の説明によると、本件事業における整地工事において必要となる工事写真は、奈良市基準に基づいて撮影されるということであった。また、契約の条件や仕様書に工事監督検査のための写真管理についての記載がある場合も考えられるが、処分庁は「当該工事の写真管理基準は、国基準に準拠した奈良市基準のみであり、他に従うべき基準はない」としている。

当審査会において奈良市基準を見分したところ、処分庁の説明のとおりであり、当該整地工事における写真の管理の基準について、処分庁の説明に特に不合理な点は見当たらない。

(2) 奈良市基準に適合しているかどうかについて

必要な工事写真の基準は上記(1)のとおりであり、当審査会において対象行政文書を見分したところ、奈良市基準に沿った必要な工事写真は撮影されていると認められ、「開示された21枚の写真は奈良市基準で求められることは全部満たしている」とする処分庁の説明に特に不合理な点は見当たらない。

(3) 開示された写真以外の工事写真の存在について

「必要最低数ではあるが工事後の竣工検査のために用意されたものであり、その他開示すべき写真の存在は無い」という処分庁の主張に不合理な点は見当たらない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、当該整地工事を実施している状況を直接見た上で、開示された21枚の写真だけでは十分な工事管理がなされていない、工事管理が不適切である旨を主張するが、工事管理手法等の適否は当審査会の審査が及ぶものではない。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 8月31日	審査庁から諮問を受けた。
令和4年 9月20日	令和4年度第6回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 審査請求人の口頭意見陳述を行った。

	3 事案の審議を行った。
令和4年10月25日	令和4年度第7回審査会 事案の審議を行った。
令和4年11月22日	令和4年度第8回審査会 1 処分庁から口頭による説明を受けた。 2 審査請求人の口頭意見陳述を行った。 3 事案の審議を行った。
令和4年12月13日	令和4年度第9回審査会 事案の審議を行った。
令和5年 1月30日	令和4年度第10回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和5年 2月 9日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石 黒 良 彦	弁護士	
上 田 健 介	上智大学法学部教授	会長職務代理者
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
中 谷 祥 子	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長